

「教養教育」評価報告書

(平成12年度着手継続分 全学テーマ別評価)

福井医科大学

平成15年3月

大学評価・学位授与機構

大学評価・学位授与機構が行う大学評価

大学評価・学位授与機構が行う大学評価について

1 評価の目的

大学評価・学位授与機構（以下「機構」）が実施する評価は、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」）が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その教育研究活動等の改善に役立てるとともに、評価結果を社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の諸活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

2 評価の区分

機構の実施する評価は、平成 14 年度中の着手までを試行的実施期間としており、今回報告する平成 13 年度着手分については、以下の 3 区分で、記載のテーマ及び分野で実施した。

- 全学テーマ別評価（教養教育（平成 12 年度着手継続分）、研究活動面における社会との連携及び協力）
- 分野別教育評価（法学系、教育学系、工学系）
- 分野別研究評価（法学系、教育学系、工学系）

3 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等が有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に目的及び目標が整理されることを前提とした。

全学テーマ別評価「教養教育」について

1 評価の対象

本テーマでは、学部段階の教養教育（大学設置基準に示されている「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ための教育）について、各大学が整理した教養教育の目的及び目標を実現するための取組状況及びその達成状況等について、評価を実施した。

この定義から、本評価では一般教育的内容を全部又は一部含む教育を対象とし、教養学部等における専門教育は取り扱わなかった。

対象機関は、設置者（文部科学省）から要請のあった、国立大学（大学院のみを置く大学及び短期大学を除く 95 大学）とした。

2 評価の内容・方法

評価は、大学の現在の活動状況について、過去 5 年間の状況の分析を通じて、次の 4 つの評価項目により実施した。

- 実施体制、
- 教育課程の編成、
- 教育方法、
- 教育の効果

3 評価のプロセス

- (1) 評価の準備のため、各大学の目的及び目標、取組状況等を調査し、実状調査報告書として平成 13 年 9 月に公表した。
- (2) 大学においては、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、自己評価書（根拠となる資料・データを含む。）を平成 14 年 7 月末に機構へ提出した。
- (3) 機構においては、専門委員会の下に、専門委員会委員及び評価員による評価チームを編成し、自己評価書の書面調査及びヒアリングの結果を踏まえて評価を行い、その結果を専門委員会で取りまとめ、大学評価委員会で平成 15 年 1 月に評価結果を決定した。
- (4) 機構は、評価結果に対する対象大学の意見の申立てのを行った後、最終的に大学評価委員会において平成 15 年 3 月に評価結果を確定した。

4 本報告書の内容

「対象機関の概要」、「教養教育に関するとりえ方」及び「教養教育に関する目的及び目標」は、当該大学から提出された自己評価書から転載している。

「評価項目ごとの評価結果」は、評価項目ごとに、「目的及び目標の達成への貢献の状況」（「目的及び目標で意図した実績や効果の状況」として、活動等の状況と判断根拠・理由等を記述し、当該評価項目全体の水準を以下の 5 種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。

- ・十分に貢献している。
- ・おおむね貢献しているが、改善の余地もある。
- ・かなり貢献しているが、改善の必要がある。
- ・ある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。
- ・貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。

（教育の効果の評価項目では、「挙がって」と、「余地もある」を「余地がある」と記述している。）

なお、これらの水準は、当該大学の設定した目的及び目標に対するものであり、大学間で相対比較することは意味を持たない。

また、評価項目全体から見て特に重要な点を、「特に優れた点及び改善を要する点等」として記述している。

「評価結果の概要」は、評価に用いた観点及び当該評価項目全体の水準等を示している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった大学について、その内容とそれへの対応を併せて示している。

「特記事項」は、各大学において、自己評価を実施した結果を踏まえて特記する事項がある場合に任意記述を求めたものであり、当該大学から提出された自己評価書から転載している。

5 本報告書の公表

本報告書は、大学及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

対象機関の概要

大学から提出された自己評価書から転載

- 1 機関名： 福井医科大学
- 2 所在地： 福井県吉田郡松岡町
- 3 学部・研究科構成
(学 部) 医学部
(研究科) 医学系研究科
- 4 学生総数及び教員総数
学生総数 993 名(うち学部学生数 853 名)
教員総数 280 名
- 5 特徴

本学は、高度に発展した医学及び看護学の知識を修得させ、生命尊重を第一義とし、医学及び看護学の倫理に徹した、人格高潔な、信頼し得る臨床医、医学研究者、看護職及び看護学研究者を育成することを目的とし、もって、医学及び看護学の進展、国民の健康増進及び社会の福祉に貢献することを使命に掲げる医科大学である。

医学部は、医学科 26 講座、看護学科 3(大)講座、一般教育等 10 学科目で構成され、大学院医学系研究科には博士課程(形態系専攻、生理系専攻、生化系専攻、生態系専攻)及び修士課程(看護学専攻)が設置され、多くの優秀な人材を輩出している。

医学部には、17 診療科、中央診療施設 4 部門、特殊診療施設 12 部門等から成る附属病院が設置され、活発な臨床研究が行われるとともに、県内唯一の大学病院として地域医療の中核としての責務を担っている。

また、実験実習機器センター、動物実験施設、放射性同位元素実験施設(学内措置)等の施設が設置され、単科大学の機動性を生かした教育研究支援体制が整備されている。

さらに、本学創設の主要な理由の一つであった放射線の医学利用を研究するための高エネルギー医学研究センターが学内共同教育研究施設として設置され、原発立地県である福井県の地域特殊性を踏まえた、放射線など高エネルギー電磁波の医学利用に関する研究を推進しており、医学、看護学の充実・発展に大きく貢献している。

教養教育に関する考え方

大学から提出された自己評価書から転載

本学における教養教育では、将来の医療人にふさわしい倫理観や豊かな人間性と、総合的な判断力を養いつつ専門教育に求められる基礎学力の育成を図るものである。医学の専門知識・技能を統合させ、問題を常に科学的、合理的に把握し、解決する基本的能力を身につけることを目指している。従って単に医学や看護学の修得に利するための準備教育ではなく、教養教育は広く生涯にわたって続く全人的な高揚への一段階と考えている。

19 世紀後半、医学教育にも献身的な努力を注いだ名医オスラー卿は、優れた医師になるには教養の涵養が大切であると説き、座右の書として聖書をはじめ十冊の古典を精読することを薦めている。医学知識のつめ込みのみでなく、人の心理、精神活動や社会活動にも幅広い知識と理解をもつことは、医療に関わる社会的評価が厳しい昨今、ますます大切になるものと考えられ、教養教育の必要性は更に増すであろう。このことは平成 13 年 12 月に答申された、中央教育審議会の「新しい時代における教養教育の在り方について」においても強調されているところである。

土曜日の休日化に伴い学習時間が減少する一方、医学の進歩に伴って学生の修得すべき情報量が増え続ける状況の中で、全国的にも教養教育に割り当てられる時間数は圧縮される傾向にあり、本学も例外ではない。

また、大学統合や医学科における「医学教育モデル・コア・カリキュラム」(医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議)に準拠したカリキュラムの導入などの全学的なカリキュラムを再構築中であり、中教審答申の精神も踏まえ、単なる準備教育としてのみでなく、リベラルアーツの選択幅を拡大した、総合的な全人的教育として教養教育の充実を図りたい。

教養教育に関する目的及び目標

大学から提出された自己評価書から転載

1 目的

福井県は古くは医学の先進県であった。杉田玄白を始めとして、橋本左内、笠原良策、橋本綱常らはつとに県民福祉の向上を目指して、西洋医学の研究に挺身した。しかし、社会の変遷とその要求に従って、それぞれ県外に雄飛する傾向が強まり、漸次、疾病の医学的治療や地域医療への貢献の面で立ち遅れ、県内の医師充足率も全国で低位にあった。

また、福井県は全国有数の原子力発電所を有しており、放射線が地域住民や生物に及ぼす影響に関する研究及び対策は、県民にとって重要な課題であった。更に、福井県は積雪寒冷地帯であり、脳血管障害が比較的若年層にも見られ、後療法の需要が多いにもかかわらず、これに応えるリハビリテーション医療は必ずしも十分ではなかった。

以上のような課題を抱えて、県民の強い要望に支えられ、昭和 55 年 4 月福井医科大学は「医の倫理に徹した優秀な医人を育成する」ことを教育理念として開学した。開学以来、この教育理念に基づき、医学部医学科学生に対して、6 年間の一貫教育を行ってきた。

平成 9 年 4 月看護学科が新たに設置されたため、現在は創設の教育理念を踏まえて、医学科と看護学科に、それぞれ独自の教育目的と教育目標を定めて、高度に発展した医学及び看護学の知識を修得させ、生命尊重を第一義とし、医学及び看護学の倫理に徹した、人格高潔な、信頼し得る臨床医、医学研究者、看護職及び看護学研究者の育成を目指して、一貫教育を行っている。

医学科と看護学科の教育目的及び目標を、教養教育の視点から整理して、本学の教養教育の目的を次のように明確にする。

将来の医療人にふさわしい倫理観、豊かな人間性と総合的な判断力を養い、

専門教育に求められる基礎学力の育成を図りつつ、基礎的な知識・技能を持った学生の養成を目的として、本学における教養教育を実施する。

2 目標

上の目的に添って、以下の項目を達成することを目標として教養教育を行う。

(1) 医学、看護学を学ぶことへの動機付けを行い、学ぶ

ことへの主体的意欲を高める。

(2) 人間を幅広い視点から総合的に理解し、自らの人間性を豊かにし、将来良き医療人になるために必要な素養を養う。

(3) 生命倫理、医療倫理の教育を一貫教育の中で系統的に受け、職業的倫理観を高める。

(4) サークル活動、課外活動に積極的に参加して、良き人間関係や社会性を養う。

(5) 人文、社会、自然科学の教養を養い、総合的な視点から、問題を常に科学的・合理的に把握し、解決する基礎的能力を身につける。

(6) 専門教育の履修に不可欠な基礎知識と基礎的技能を身につける。

(7) 外国語を読み・書く力だけでなく、将来医療・研究の実践場面で役に立つ聞き・話す力を養う。

(8) 少人数教育、実験・実習、サークル活動を通して、コミュニケーション能力を養う。

(9) 自らを律し、他人と協調する能力を養う。

(10) 困難を乗り越え、たくましく生きるための体力と精神力を養う。

評価項目ごとの評価結果

1. 実施体制

目的及び目標の達成への貢献の状況

教養教育の実施組織に関する状況について

教育課程を編成するための組織としては、教授会の付託を受けて、一般教育会議（教養教育担当専任教員 13 名，看護学科教養教育担当教員 1 名及び学長，副学長（教育等担当）の計 16 名で構成）が教育課程の編成に審議・議決機関として機能する体制となっており，相応である。

教養教育を担当する教員組織としては，教養教育の授業科目を，常勤教員 16 名が約 65%，非常勤講師が約 35% 担当している。専門教育担当教員も 15 名が教養教育を担当している。教養教育担当専任教員の人事は，公募制で，人事選考委員会（委員長・学長）が教育評価を重視し，模擬授業を実施するなどして選考している。これらのことから単科大学の条件の下で，教養教育担当教員を確保するシステムとして，優れている。

教養教育を補助，支援する体制としては，教務部学生課教務係 5 名のうち常勤職員 2 名を一般教育事務室に配置し，シラバスのとりまとめ等の事務に従事している。単科大学の支援組織として相応の体制だが，配置職員が少ない。これらのことから相応である。

教養教育を検討するための組織としては，教務学生委員会と一般教育会議が，改善のための検討を行う。前者の専門委員会であるコアカリキュラム部会と看護カリキュラム WG が現状分析や具体案の作成に当たり，医学科及び看護学科の学科会議の検討を踏まえて，一般教育会議が審議し，最終的に教授会で決定する体制となっており，相応である。

目的及び目標の周知・公表に関する状況について

目的・目標の趣旨の教職員，学生への周知としては，主に学生便覧，新入生オリエンテーション，新入生合宿研修で教務学生委員会の教員から説明し，ホームページにも掲載し，全学的に公表しており，相応である。

目的・目標の趣旨の学外者への公表としては，教養教育の目的・目標を含む大学の公式ホームページに，平成 5 年以降 10 万件を超えるアクセスがあった。このほか，学生募集要項の「入学案内」推薦入学についての高校側との懇談会で公表しており，相応である。

教養教育の改善のための取組状況について

学生による授業評価としては，平成 11 年度以降，全授業に対する学生による授業評価を実施している。評価結果は学長が

ら文書で各教員に返されるが，評価の低い教員には副学長から改善命令がだされる。平成 13 年度から教員と学生による合同プロジェクトチームを設け，授業評価の項目等の検討を行い実施した結果，回収率は大幅に向上した。教員と学生の共同による授業評価の企画・実施は，教養教育の改善を目指す優れた取組である。これらのことから優れている。

ファカルティ・ディベロップメントとしては，平成 8 年度～10 年度に医学教育ワークショップを 2 日間の合宿研修として実施し，教養教育担当教員が参加している。近年は，チュートリアル教育の導入に向けての他大学の実施状況の視察や講演会の開催と相応の取組を行っている。これらのことから，相応である。

取組状況や問題点を把握するシステムとしては，平成 9 年度より学年主任制度を導入，平成 13 年度から学生と大学との協議機関として，学年代表連絡会（医学科代表各学年 2 名，看護学科代表各学年 2 名，教務部学生課長で構成）を設置し，外部評価結果等の検証がされており，相応である。

問題点を改善に結びつけるシステムとしては，平成 12 年度の外部評価を受けて，全科目にわたる統一的なシラバスを作成し，これを平成 13 年度から非常勤講師も含む教養教育担当教員に実施しており，相応である。

貢献の程度（水準）

これらの評価結果を総合的に判断すると，目的及び目標の達成におおむね貢献しているが，改善の余地もある。

特に優れた点及び改善を要する点等

教養教育を担当する教員組織は，教養教育の授業科目を，常勤教員 16 名が約 65%，非常勤講師が約 35% 担当している。専門教育担当教員も 15 名が教養教育を担当している。教養教育担当専任教員の人事は，公募制で，人事選考委員会（委員長・学長）が教育評価を重視し，模擬授業を実施するなどして選考している。これらのことから，単科大学の条件の下で，教養教育担当教員を確保するシステムとして，特に優れている。

教員と学生による合同プロジェクトチームが授業評価の項目等の検討を行っており，教員と学生の共同による授業評価の企画・実施は特に優れている。

2. 教育課程の編成

目的及び目標の達成への貢献の状況

教育課程の編成に関する状況について

教育課程の編成の内容的な体系性としては、教育課程を、入学当初から教養教育科目と専門基礎科目、専門科目の一部を平行して履修できる、いわゆる楔形で編成している。医学科は、6年一貫教育の観点から、教育課程を教養教育（総合教育科目と基礎教育科目）、基礎医学、臨床基礎医学、社会医学及び講座所属別に区分し、1～2年次にかけて教養教育を、2年次後期から専門教育にすすむ体系をとっている。看護学科は、4年間の教育課程を基礎科目と専門基礎科目、専門科目及び卒業研究に区分し、主に1年次に教養教育科目とともに、専門基礎科目、専門科目の一部を履修する体系をとっている。教養教育で、リベラルアーツと専門教育への準備を併せ行う相応の編成となっている。また、平成11年度に締結された県内5大学・短大との単位互換協定による単位認定（履修科目の上限30単位）及び放送大学との単位互換協定も取り入れ、医学科と看護学科の2学科共通の教養教育の内容と、それぞれに独自の内容を考慮した幅広い教養教育の履修を目指す相応の編成となっている。これらのことから相応である。

教育課程の編成の実施形態（年次配当等）の体系性としては、医学科は、教養教育を総合教育科目と基礎教育科目（58単位）を1年次から2年次にかけて履修し、看護学科は基礎科目と専門基礎科目の生命基礎科学（22単位）を、主に1年次で履修する形態の編成となっており、相応である。

教養教育と専門教育の関係としては、医学科の教養教育は、1年次で総合教育科目及び基礎教育科目の医学概論、情報科学、医学情報学を、2年次前期で物理学、化学、生物学の実習と外国語の一部及び応用統計学を、2年次後期で医用工学を履修する。看護学科の教養教育は、主に1年次前期で専門基礎科目、後期に専門科目としての基礎看護学実習を配置し、2年次で語学と教育学を履修する。教養教育と専門教育との関係では、医学、看護学の専門教育への入門としての性格とともに、人間と社会についての幅広い教養と視野を与える多様なテーマを設定することを目指しており、相応である。

授業科目の内容に関する状況について

授業科目と教育課程の一貫性としては、医学科、看護学科とも「学生便覧」で学習目標について解説し、周知を図っている。医学科の「総合教養講義」は、豊かな人間性と総合的な判断力を育成するとともに、専門教育への準備教育を意図し、10名程度の少人数教育で対話型授業を行っている。「医学概論」は、医学・医療の入門講義で、「早期臨床体験学習」を伴う。看護学科の「看護体験実習」も少人数授業で、「生命基礎科学」と

密接に関連づけて編成している。「医療・生命倫理」の授業も入学後早期に開講して、医学・医療への動機づけとなっており、相応である。

貢献の程度（水準）

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善を要する点等

ここでは、前述の評価結果から、特に重要な点を、特に優れた点、特色ある取組、改善を要する点、問題点として記述することとしているが、該当するものがなかった。

3. 教育方法

目的及び目標の達成への貢献の状況

授業形態及び学習指導法等に関する取組状況について
授業形態としては、「総合教養講義」（10名程度）、チュートリアル教育、課題探求・問題解決のグループ学習など、多様な授業形態を採用している。医学科の「医学概論」（1年次前期）は、オムニバス形式の授業で臨床見学と看護体験学習を、看護学科も早期臨床体験実習（1年次後期）を実施している。学生実験は45名前後、英語は25名～30名未満を主とし、英会話には20名以下のクラスサイズの授業にしている。看護学科のドイツ語の授業でロールプレイを採用するなど、教授法や授業方法を工夫しており、相応である。

学力に即した対応としては、専門教育を受ける基礎学力に格差を生じている学生に対して、必要に応じた補講、特別補修授業、個別指導など、学生の能力に応じた教育上の工夫を行っている。また、英会話の選択で学生のニーズと習熟度に応じたクラス編成を実施し、体力に合った運動科目の選択も実施するなど、学生の実態にあった現実的な取組をしている。これらのことから、相応である。

授業時間外の学習指導法としては、新入生オリエンテーション、新入生合宿研修、学年主任（担任指導教官）制度、カウンセラーの常駐など、学生生活への早期適応、学生相談事業を行っている。指導教官は、欠席の多い者及び成績不振の学生及び保護者への対応など、きめ細かく対応し、学生相談室では新入生の心理検査を行うなど、相応である。

シラバスの内容と使用法としては、授業担当者は、学習目標、授業内容、到達目標、成績の評価方法等につき、全学的に統一された基本的指針に基づいて、シラバスを作成する。それを授業の開始時等に活用するほか、学生の予習のための便宜が図られるなど、相応である。

学習環境（施設・設備等）に関する取組状況について

授業に必要な施設・設備としては、大・中・小の講義室、実習室、LL教室、情報処理演習室、セミナー室、CALLなど、単科大学としての条件の下で、教育機器の設置をすすめ、学習環境の整備をすすめている。学生実習での実習室の利用、CALL（LLを含む）教室の利用状況も良好で、相応である。

自主学習のための施設・設備としては、図書館は24時間開館、土・日・祭日も利用可能、セミナー室は一部を除き24時間使用可能のほか、講義室の授業時間外の利用もできる。平成13年度の図書館の利用実績は、入館者数1日平均477名、1年間一人平均137回、貸出冊数1日平均27冊、1年間一人平均10冊であった。医学系図書館として相応である。

学習に必要な図書、資料としては、平成13年度の整備状況

は、蔵書数：116,891冊（和書59,858冊、洋書57,033冊）、蔵書雑誌数：3,612種（和文1,657種、欧文1,955種）、電子ジャーナル：2,929種である。また、学内パソコンから利用可能な学術文献データベース（国内医学中央雑誌、国外のインターネット契約文献）を整備しており、相応である。

IT学習環境としては、医学科に情報処理演習室（65台）、看護学科に統計情報演習室（45台）があり、情報処理演習室のパソコンは24時間利用可能、ホームページの作成、インターネットによる情報収集、文献検索などができ、医科大学として相応の取組がされている。利用状況は月によって差があるが、相応である。

成績評価法に関する取組状況について

成績評価の一貫性としては、成績評価の方法は、「学生便覧」及びシラバスに記載している。授業内容に即し、出席・参加度、試験、レポート、学習態度などにより総合的に判定し、科目別判定基準を公表している。定期試験は、3分の2以上の出席者を対象に実施している。実験・実習は全出席が原則である。採点は、配点基準に従い各担当教員の判断に任されており、一部問題があるが相応である。

成績評価の厳格性としては、シラバスに総合評価の割合（成績評価、レポート、出席、学習態度の比重）を点数で明示している。医学科は総合教育科目及び基礎教育科目の成績を対象とする最終合格判定を一般教育会議で行い、2年次後期への進級システムを実施しているが、判定基準は、非常勤講師がシラバスに提示していないこともあり、一部問題があるが相応である。

貢献の程度（水準）

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

特に優れた点及び改善を要する点等

ここでは、前述の評価結果から、特に重要な点を、特に優れた点、特色ある取組、改善を要する点、問題点として記述することとしているが、該当するものがなかった。

4. 教育の効果

目的及び目標で意図した実績や効果の状況

履修状況や学生による授業評価結果から判断した教育の実績や効果について

学生の履修状況と学業成績について、教養教育は、医学科では必要単位にプラス1~2単位の履修が50%、プラス4~7単位が22~27%、看護学科ではプラス4単位が多数である。必修は60~70%が優、選択は50~70%が優・良という成績の分布である。教養教育の単位取得状況は、平成12年度の医学科の「総合教育科目」は、リベラルアーツの一部の科目を除いて全科目70~100%、看護学科の教養教育は、リベラルアーツと語学の一部の科目を除いて全科目80~100%である。また、医学・看護学を学ぶ動機づけ及び倫理教育の状況として、「早期臨床体験実習」(医学科)、「基礎看護学実習」(看護学科)を1年次に実施し、70%以上の学生が意義を評価している。目標に相応の取組を行っているが、科目履修につき改善点も指摘されている。英語教育の状況として、医学科は英語8単位、看護学科は3単位が必修、半数近くが1~2年次で自主的に履修しており、マルチメディア・医学英語自習システムを導入している。医学英語に必要な相応な取組をしている。また、課題探求・問題解決型学習の導入として、少人数対話型の「総合教養講義」の開講、チュートリアル教育などを実施しており、「総合教養講義」の受講率は比較的高い(87%)。グループ学習を体験した学生の評価は高く、少人数型の実験・実習科目の評価も高い。これらのことから相応である。

学生による授業評価結果からの判断としては、平成11年度から授業評価アンケートを実施しており、平成12年度及び13年度の教養教育の必修・選択科目の授業の意図や内容理解についての設問で、医学科及び看護学科の約過半数の学生が高い理解度を示した。授業全体の評価については一部に低い評価もあり、教授方法の改善が指摘されているが、相応である。

専門教育履修段階や卒業後の状況等から判断した教育の実績や効果について

専門教育実施担当教員の判断としては、準備教育としての教養教育の意義を、4~5割の専門教育担当教員が評価している。改善の余地ありとの指摘もあるが、単科大学としての条件の下で相応の状況である。教養教育の内容で、特にリベラルアーツ教育の選択科目の充実が課題として指摘されている。これらのことから相応である。

専門教育履修段階の学生の判断としては、学生の約6割が、教養教育を「積極的に履修した」と回答しているが、「ほとんどの科目に消極的であった」と回答した者の内訳を見ると、「必要性を感じなかった」という回答が約20~30%ある。これを全体

の回答者に対する比率で見ると10%以下になるが、同時に「興味を持てる科目が見当たらなかった」という回答が10%台ある。学生のアンケート調査は、かなり教養教育に対する意識を反映しており、相応である。

卒業生の判断としては、卒業生の約6割が、教養教育を「積極的に履修した」と回答しているが、他方で「必要性を感じなかった」という回答が約40%ある。専門教育担当教員の40~50%が準備教育及びリベラルアーツとしての教養教育の役割を評価し、臨床系診療科に属し「雇用者」に相当する臨床医学系教員の7割近くが、教養教育の有益性を認めている。卒業生等のアンケート調査は、かなり教養教育に対する意識を反映しており、相応である。

実績や効果の程度(水準)

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標で意図した実績や効果がおおむね挙がっているが、改善の余地がある。

特に優れた点及び改善を要する点等

ここでは、前述の評価結果から、特に重要な点を、特に優れた点、改善を要する点、問題点として記述することとしているが、該当するものがなかった。

評価結果の概要

1. 実施体制

この項目では、当該大学が有する目的及び目標に照らして、(1)教養教育の実施組織に関する状況、(2)目的及び目標の周知・公表に関する状況、(3)教養教育の改善のための取組状況の各要素について評価を行い、その結果を取りまとめている。

各要素の評価においては、教育課程を編成するための組織、教養教育を担当する教員組織、教養教育を補助・支援する体制、教養教育を検討するための組織、目的・目標の趣旨の教職員、学生への周知、目的・目標の趣旨の学外者への公表、学生による授業評価、ファカルティ・ディベロップメント、取組状況や問題点を把握するシステム、問題点を改善に結びつけるシステムの各観点に基づいて評価を行っている。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、教養教育を担当する教員組織は、単科大学の条件の下で、教養教育担当教員を確保するシステムという点、教員と学生による合同プロジェクトチームが授業評価の項目等の検討を行っており、教員と学生の共同による授業評価の企画・実施している点を特に優れた点として取り上げている。

2. 教育課程の編成

この項目では、当該大学が有する目的及び目標に照らして、(1)教育課程の編成に関する状況、(2)授業科目の内容に関する状況の各要素について評価を行い、その結果を取りまとめている。

各要素の評価においては、教育課程の編成の内容的な体系性、教育課程の編成の実施形態（年次配当等）の体系性、教養教育と専門教育の関係、授業科目と教育課程の一貫性の各観点に基づいて評価を行っている。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、該当するものがなかった。

3. 教育方法

この項目では、当該大学が有する目的及び目標に照らして、(1)授業形態及び学習指導法等に関する取組状況、(2)学習環境（施設・設備等）に関する取組状況、(3)成績評価法に関する取組状況の各要素について評価を行い、その結果を取りまとめている。

各要素の評価においては、授業形態、学力に即した対応、授業時間外の学習指導法、シラバスの内容と使用法、授業に必要な施設・設備、自主学習のための施設・設備、学習に必要な図書、資料、IT 学習環境、成績評価の一貫性、成績評価の厳格性の各観点に基づいて評価を行っている。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、該当するものがなかった。

4. 教育の効果

この項目では、当該大学が有する目的及び目標において意図する教育の成果に照らして、(1)履修状況や学生による授業評価結果から判断した教育の実績や効果、(2)専門教育履修段階や卒業後の状況等から判断した教育の実績や効果の各要素について評価を行い、その結果を取りまとめている。

各要素の評価においては、学生の履修状況と学業成績、学生による授業評価結果、専門教育実施担当教員の判断、専門教育履修段階の学生の判断、卒業生の判断の各観点に基づいて評価を行っている。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標で意図した実績や効果がおおむね挙がっているが、改善の余地がある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、該当するものがなかった。

意見申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該機関に対して評価結果を示し、その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びにヒアリングにおける意見の範囲内で、意見がある場合に申立てを行うよう求めた。機構では、意見の申立てがあったものに対し、その対応について大学評価委員会等において審議を行い、必要に応じて評価結果を修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該機関からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 教育方法</p> <p>【評価結果】 成績評価法に関する取組状況について「採点は、配点基準に従い各担当教員の判断に任されており、<u>一部問題があるが相応である。</u>」</p> <p>【意見】 「採点は、配点基準に従い各担当教員の判断に任されているが、<u>当該科目の成績判定などに懸念が生じたときは、教育担当副学長が当該教員に直接実状を問い質す体制などを取っており、相応である。</u>」というような表現への修正を検討いただきたいと考えます。</p> <p>【理由】 各科目の採点は、シラバスに示された配点基準に従い各担当教員の判断に委ねられているが、総合教育科目及び基礎教育科目の最終合否判定は、一般教育会議で行っている（自己評価書 p3, p33 及びヒアリングにおける確認事項等、回答書 p22）。ある科目の成績判定などに懸念がある場合には、一般教育会議の席上で、当該教員に問い質し、審議の対象となる。また、一般教育会議に先だって、教務学生委員会でも全学的視点から審議して、成績評価の一貫性と公平性に鋭意努力している（ヒアリングにおける確認事項等、回答書 p22）。さらに、ヒアリングの席でお話ししたように、学生からの訴えや上記の会議等で、成績判定に懸念が示されたときは、教育担当副学長が当該教員に直接実状を問い質す体制を取っている。その際、他の教員も同席するようにしている。このように、成績判定を各担当教員に任せ放しではなく、大学全体として成績評価の一貫性を保つために常に努めている。</p>	<p>【対応】 原文のままとした。</p> <p>【理由】 左記の評価結果は、『各科目の採点は、シラバスに示された配点基準に従い各担当教員の判断に委ねられている』ことについて指摘したものであり、修正しなかった。</p>
<p>【評価項目】 教育方法</p> <p>【評価結果】 成績評価法に関する取組状況について「<u>医学科は、必修全科目の総合教育科目及び基礎教育科目の成績を対象とする最終合格判定を一般教育会議で行い、2年次後期への進級システムを実施しているが、判定基準は、非常勤講師が提示していないこともあり、一部問題があるが相応である。</u>」</p>	<p>【対応】 左記の評価結果の記述を以下のとおり修正した。なお、「一部問題があるが相応である」については、原文のままとしている。</p> <p>『医学科は総合教育科目及び基礎教育科目の成績を対象とする最終合格判定を一般教育会議で行い、2年次後期への進級システムを実施しているが、判定基準は、非常勤講師がシラバスに提示していないこともあり、一部</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【意見】 「医学科は、総合教育科目及び基礎教育科目の成績を対象とする最終合格判定を一般教育会議で行い、2年次後期への進級システムを実施している。判定基準は、「学生便覧」及びシラバスに明示しており、相応である。」というような表現への修正を検討いただきたいと考えます。</p> <p>【理由】 (1) 2年次後期への進級には、総合教育科目の全必修科目だけでなく、選択科目の必要単位数の履修が要件となっている。誤解を避けるために「必修全科目の」を削除する（自己評価書 p.16資料 2-1）。</p> <p>(2) 外部評価の指摘を受け、項目立て、内容やレベルの統一などをはかったシラバスの改訂を行い（ヒアリングにおける確認事項等、回答書 p.8）、そのシラバスに明示した判定基準に基づき厳格な成績評価を行っている（同回答書 p.22、自己評価書 p.33）。ヒアリングの際に提出した科目別判定基準等一覧（同回答書 p.22「資料 3-G」）からも明らかのように、判定基準は「総合評価割合」と「評価の方法」の2項目で構成され、全体的には判定基準が明確に示しており、厳格な成績評価が行われていることに積極的な評価が得られたものと理解している。その上で、「歴史学」と「文学」の「総合評価割合」の項目が空欄となっていることを質され、非常勤講師の担当である旨お答えし、了解していただいた。しかも、これらの科目も判定基準が全く提示されていないのではなく、「評価の方法」の項目には、「歴史学」は「定期試験」で、「文学」は「適宜課す感想文及び出席点」で、成績判定を行うことが明示されている。この評価報告書（案）にも記していただいたように（p.6右欄 16行目）、定期試験を受けるためには、3分の2以上の出席が必要であり、合格には60点以上取ることが要件となっている。したがって、「判定基準は、非常勤講師が提示していないこともあり、」の指摘は、当てはまらないと思われる。</p>	<p>問題があるが相応である。』</p> <p>【理由】 左記の評価結果の前段の下線部分については、教養教育に注目した記述をしたものであるが、誤解を招く表現であると判断し修正した。</p> <p>しかし、後段の下線部分については、左記に示されているとおり、非常勤講師の担当する科目においてシラバスへの判定基準の明示がされていないとの事実を確認した結果に基づくものであり、判断を修正することとはしないが、その趣旨を明確にするため、記述を一部修正した。</p>

特記事項

大学から提出された自己評価書から転載

本学の教養教育に責任を持つ教官は、教授 8 名と助教授 6 名である。一般教育会議はこれら 14 名の教官と学長、副学長（教育等担当）で構成され、教養教育に関する全ての問題を審議し、決定している。教養教育における些細な問題も全学的な視点から検討され、迅速に処理される。教養教育は常に学長、副学長の念頭にあり、教養教育を担う責任の所在も明確である。これは単科大学であるからこそ出来る優れた点で、本学の特徴である。

今回の自己評価書の作成に当たっても、一般教育会議に諮り、14 名の教官全員で取り組み、点検評価委員会に提出する案を作成した。案の完成段階で既に自己評価書の内容が教養教育担当教官全員の共通の認識となっている。これは教養教育を行う上での本学の強みである。

21 世紀における医学教育の改善方策として、「医学教育モデル・コア・カリキュラム」が平成 13 年 3 月に提示された。今回の自己評価で指摘された問題点の改善策を含め、このプログラムに準拠した新カリキュラムが来年度より実施される予定である。

1) コア・カリキュラムによる 6 年一貫教育課程の編成：生物学、化学、物理学等の自然科学系の教育は、「医学準備教育モデル・コア・カリキュラム」に準拠して、再構築される。これは良き医療人の養成を目指す医学準備教育としての位置付けをより明確にするものである。特に、準備教育としての教養教育は、医学専門教育と有機的に、効果的に関連させた内容に精選される。

2) 教養教育の重要性の周知と教養教育の充実：患者中心の医療の実践など医療人として必要な素養と資質を涵養するために、広くかつ深い教養教育(リベラルアーツ教育)が実施されなければならない。このため、「早期体験学習」など医学、看護学教育導入プログラムを充実させ、入学生に教養教育の重要性を含めて、大学教育への十分な動機付けを図る。さらに、リベラルアーツ教育をより充実するために、大学の統合を契機として、多分野の教官による多彩な教養科目の展開が期待される。

3) チュートリアル教育の本格的導入：教養教育の段階から、医学教育に求められている課題探求・問題解決能力の育成を図る必要がある。このため、授業の工夫と共に、自己学習の奨励や問題解決に取り組む機会と時間の余裕を与えるカリキュラムに編成する。また、チュートリアル教育には欠かせない自習室の増設が図られている。